別表第三　教員の数

船舶職員の養成を受けようとする者の数に応じ、別表第一の修業期間及び別表第二に掲げる登録船舶職員養成施設の区分に応じた必要履修単位数又は必要履修時間数を履修させるのに必要と認められる教員の数であること。なお、学校等にあっては次のとおりとする。

養成施設の区分	教員の数
［略］	［略］
別表第一第十四号から第十四号の三まで及び第十八号から第二十三号までによるもの	次により算出した数（その数が二人未満であるときは二人）以上であること。 （一修業期間に入学する者に係る学級数×9）÷18

備考　［略］

別表第三　教員の数

船舶職員の養成を受けようとする者の数に応じ、別表第一の修業期間及び別表第二に掲げる登録船舶職員養成施設の区分に応じた必要履修単位数又は必要履修時間数を履修させるのに必要と認められる教員の数であること。なお、学校等にあっては次のとおりとする。

養成施設の区分	教員の数
［同上］	［同上］
別表第一第十四号から第十四号の三まで及び第十八号から第二十三号までによるもの	次により算出した数（その数が二人未満であるときは二人）以上であること。 （一修業期間に入学する者に係る学級数×9）÷18

備考　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、平成二十八年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百十九号

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定により、踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と認められる踏切道として、平成二十八年四月十二日付けをもって次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年四月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

改良を実施すべき踏切道

踏切道		鉄道		道路		該当する指定基準（踏切道改良促進法施行規則）	
名称	位置	事業者	線名	種別	路線名		
2番道路	北海道旭川市	北海道旅客鉄道㈱	石北本線	道道	愛別当麻旭川線	第2条第10号	—
睦成	秋田県横手市	東日本旅客鉄道㈱	奥羽本線	市道	朝倉線	第2条第8号	—
北大宝8	茨城県下妻市	関東鉄道㈱	常総線	市道	2341号線	第2条第10号	—
上毛線第68号	群馬県前橋市	上毛電気鉄道㈱	上毛線	市道	21－4325号線	第2条第10号	—
上毛線第75号	〃	〃	〃	市道	21－3007号線	第2条第10号	—
元山5号	千葉県鎌ケ谷市	新京成電鉄㈱	新京成線	市道	20号線	第2条第10号	—
代田橋1号	東京都世田谷区	京王電鉄㈱	京王線	区道	21－C150号線	第2条第2号	第2条第3号
代田橋4号	〃	〃	〃	区道	21－C154号線	第2条第3号	—
代田橋6号	〃	〃	〃	都道	赤坂杉並線	第2条第1号	第2条第3号
代田橋7号	〃	〃	〃	区道	21－C250号線	第2条第3号	—
代田橋8号	〃	〃	〃	区道	21－C237号線	第2条第3号	—
明大前1号	〃	〃	〃	区道	21－C373号線	第2条第3号	—
明大前2号	〃	〃	〃	区道	21－B008号線	第2条第3号	—
明大前3号	〃	〃	〃	区道	21－C458号線	第2条第3号	—
明大前4号	〃	〃	〃	区道	21－C531号線	第2条第3号	—